

管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた財政支援

政策提言先 財務省、環境省

政策提言の要旨

管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設です。一方で、管理型最終処分場の整備については、地元の理解が得られにくいことから、公共関与による整備の必要性がさらに高まっています。

このため、公共関与による管理型最終処分場の整備について、全国の要望額に対応できるよう、国庫補助制度の継続と十分な予算確保を提言します。

【政策提言の具体的内容】

公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対する国庫補助金（廃棄物処理施設整備交付金）について、工事期間中の複数年度にわたって、その補助率（1/4）に基づく対象経費の満額を確実に交付できるよう、現行制度の継続と十分な予算確保を提言します。

【政策提言の理由】

- ・管理型最終処分場は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設であり、施設がないと域内の事業者の経済・事業活動に大きく影響を及ぼし、ひいては住民生活に支障をきたすこととなります。一方で、多額の整備費を要する施設であり、産業廃棄物の排出量によって、整備主体や費用負担のスキームが異なってきます。
- ・本県のように、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の規模自体は小さくなるものの、水処理の設備や遮水構造などは変わらないため、整備費の単価は相対的に割高となります。このため、産業廃棄物の排出量が多い地方とは異なり、料金収入のみにより整備費を賄うことは困難となることから、民間事業者による整備には至らない現状にあり、地方自治体の負担が不可欠となります。
- ・加えて、近年の環境意識の高まりや事業の継続性、信頼性などから、全国的にも公共関与による管理型最終処分場の整備の必要性がさらに高まっています。本県における現行の管理型最終処分場も、廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5の規定による）に指定された公益法人が整備したものです。
- ・現行施設は、令和7年6月末にも埋立てが終了することが見込まれており、現在、後継となる新たな施設の整備を急ピッチで進めているところです。
- ・新たな施設の整備にあたっては、客観的かつ科学的に候補地を選定し、その過程をオープンにするなど、事業の透明性を確保するとともに、地域住民の意見を可能な限り反映しつつ、専門的見地から整備水準を適正化しています。そのため、地域住民の産業廃棄物最終処分場に対する信頼醸成に関して、本県で蓄積した知見は、全国の先進事例になりうるものと考えています。

- 一方、現行施設を整備する際には、国庫補助金のほか、民間団体からも負担をいただいた上で、整備費の大半を県及び市町村で連携して負担してきた経緯があります。
- 新たな施設の規模は、現行の2倍程度としており、現行施設よりもさらに多額の整備費を要することが見込まれています。このため、新たな施設の整備においても、利用料金を最大限引き上げ、整備・運営主体の負担額を増やすこととしていますが、整備費のごく一部しか賄えず、極めて重い公費負担が見込まれます。
- また、施設整備にあたっては、複数年度にわたる工事期間が必要であり、本県においても、令和4年度の施設本体の着工から3カ年での整備を予定しています。
- こうした中、国庫補助金に係る令和4年度の要望額については、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算において、満額を確保いただき感謝申し上げます。一方で、令和5年度以降も、本県を含む複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を予定しており、引き続き要望額が多額となることを見込まれています。
- 国庫補助金は大変貴重な財源であり、財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、補助額の水準が負担の軽減に直結します。このため、国庫補助額を満額確保できなければ、必要な財源の確保が困難となり、施設の整備計画の見直しなども必要となるため、新たな施設の整備が、現行施設の埋立終了時期に間に合わなくなる恐れがあります。
- ついては、工事期間中の複数年度にわたって確実に補助金要望額の満額を交付できるよう、現行の国庫補助制度の継続と十分な予算額の確保が必要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 環境対策課

現状

- 管理型産業廃棄物最終処分場は、水処理設備等の施設構造に一定の基準が設けられており、多額の整備費を要する施設である。
本県をはじめとした産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の整備規模自体は小さくなるものの、整備費を賄えるだけの料金収入が見込めず、民間事業者による整備は難しい状況。
- 加えて、近年の環境意識の高まりや、事業の継続性、信頼性という理由からも、地元の理解が得られにくくなっており、**公共関与による施設整備の必要性がさらに高まっている。**
- 公共関与による施設整備にあたっては、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、**都道府県や市町村からの補助などにより整備費を賄う必要があり、そのことが地方公共団体にとって大きな負担となっている。**

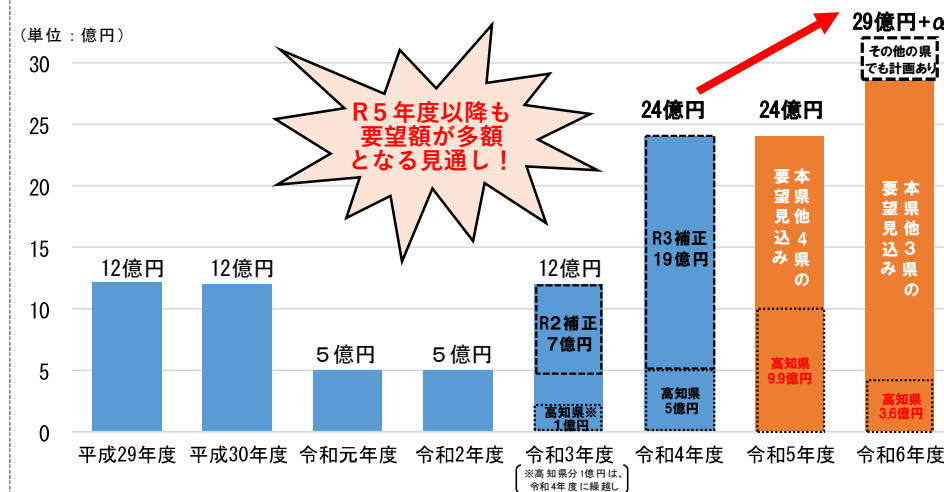
課題

- 本県では、現行施設の埋立終了時期を見据え、現在、施設本体工事等を進めており、令和4年度から3カ年での整備を予定。
- 本県をはじめとする複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備に取り組んでおり、**令和5年度以降も引き続き、国庫補助の要望額が多額となる見込み。**
- 国庫補助金は大変貴重な財源であり、**財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、交付額の水準が負担の軽減に直結。**
- 国庫補助額を満額確保できなければ、必要な財源の確保が困難となり、施設の整備計画の見直しなどが必要となる。**
➔ **新たな施設の整備が、現行施設の埋立終了時期に間に合わなくなる恐れがある。**

<参考> 公共関与の最終処分場の整備に係る国庫補助制度

- 廃棄物処理施設整備(課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業)交付金
廃棄物処理センターが実施する施設整備費の交付対象経費の**1/4を上限に、都道府県の負担額と同額を補助**

国庫補助金の予算額の推移及び要望額の見込み
(R4.3月末時点 ※高知県調べ)



提言

工事期間中の複数年度にわたって確実に補助金要望額の満額を交付できるよう、**現行の国庫補助制度の継続と十分な予算額の確保が必要。**

産業廃棄物及び最終処分場の状況

全国の状況

〈産業廃棄物の排出量推計値(R元実績)〉

全国総排出量	37,975万トン	
1位	北海道	3,847万トン
2位	東京都	2,572万トン
3位	兵庫県	1,906万トン
}		
45位	鳥取県	162万トン
46位	奈良県	142万トン
47位	高知県	130万トン

出典:環境省公表資料による

〈最終処分場の設置状況(H31年4月1日現在)〉

	設置数	埋立容量
最終処分場全体	1,631施設	78,594万 ³ m
うち遮断型処分場	23施設	22万 ³ m
うち安定型処分場	981施設	24,706万 ³ m
うち管理型処分場	627施設	53,866万 ³ m

このうち、公共関与による管理型処分場は、**81施設**
 →埋立容量は、21,795万³mであり、
 管理型処分場全体の約4割を占めている

本県の状況

〈産業廃棄物の処理状況(R元年度実績)〉

高知県総排出量	1,330千トン	100%
うち資源化量	1,014千トン	76.2%
うち減量化量	274千トン	20.6%
うち最終処分量	42千トン	3.1%

〈最終処分場の設置状況(R元年度末現在)〉

最終処分場全体	12施設
うち遮断型処分場	中四国に施設なし
うち安定型処分場	11施設(全て民間)
うち管理型処分場	1施設(公共関与)

出典:令和2年度高知県産業廃棄物実態調査による

- ・最終処分量の多くを安定型品目が占めており、**管理型処分場(エコサイクルセンター)**への搬入量は、約8千トン/年。(R元年度実績)

〈エコサイクルセンター(現行施設)〉

- ・本県唯一の管理型産業廃棄物最終処分場。
- ・整備費の大半を、県及び市町村が負担。
- ・令和7年6月末にも埋立てが終了する見込み。



平成23年10月開業
(埋立容量:約11万³m)

新たな管理型最終処分場の整備に向けた取組

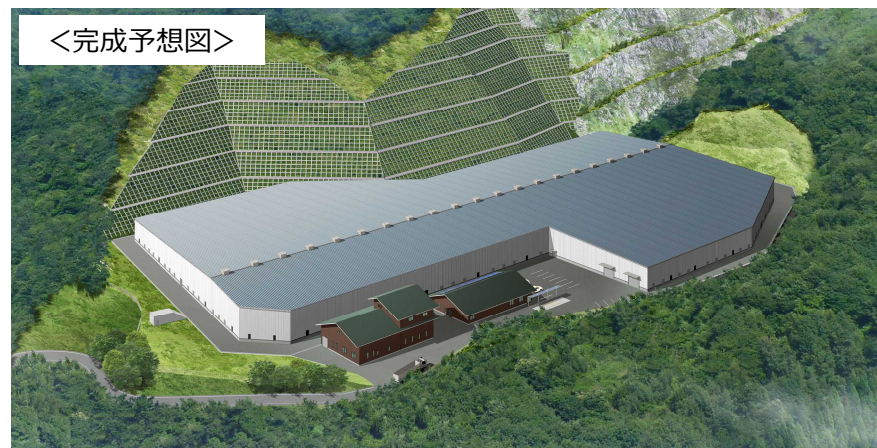
- ★現行施設の埋立終了時期を見据え、令和4年度から本格的に施設本体や進入道路の工事を開始。
- ★新たな施設の規模は、現行の2倍程度としており、現行施設よりもさらに多額の整備費を要する見込み。
- ★新たな施設では、利用料金を可能な限り引き上げるが、整備費のごく一部しか賄えず、前回は大きく上回る県及び市町村の負担を見込む。

※現行施設における主要な管理型品目(燃え殻、鉍さい、汚泥)の平均的な料金単価は、他県の施設と同程度の水準(16,000円/t程度)

取組の特長

- ・候補地選定の過程を可能な限りオープンにするなど、**透明性を確保**。(客観的・科学的な選定プロセスを経て、約2年(H29.4~R元.6)で建設予定地が決定)
- ・安全安心な施設の整備・運営に向けて、**住民の意見を可能な限り反映しつつ、専門的な見地から整備水準を適正化**。
- ➔ **住民の信頼醸成に資する施設として、全国の先進事例になり得る。**

〈完成予想図〉



【新たな施設の概要】

- 埋立面積: 約1.6ha(現行施設の約1.3倍)
- 埋立容量: 約21万³m(現行施設の約2倍)※覆土に要する容量を含む
- 埋立期間: 20年間(現行施設と同様)
- 施設構成: 被覆型の処分場とし、処理水は無放流とする(現行施設と同様)